

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

クレハ合機従業員が仕事と生活の調和を図り、働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

期間：令和5年4月1日～令和8年3月31日までの3年間

内容：

目標1. 男性の子育て目的の休暇の取得促進

令和5年4月～	引き続き対象従業員に令和4年10月1日に改定された育児・介護休業法の周知を行う
令和5年4月～	子の出生にあたり男性従業員および所属長に対し、男性社員向け育児休暇取得の勧奨を行う。
令和5年6月～	昨年の育児休暇取得者の調査を行い実態把握する。
令和6年4月～	男性の育児休暇取得率を上げるために、実態調査を基に改善策を検討する。
令和7年4月～	改善策を基に取得促進策を実行

目標2. 育児休業に関する規定の整備、労働者の育児休業中における待遇及び育児休業後の労働条件に関する事項についての周知

令和5年4月～	育児休業規則および介護休業規則の確認を行う。
令和5年10月～	確認状況により各規則の改定を行う。
令和6年4月～	労働者の育児休業中における待遇の周知 制度等に関するポスターをイラスト付きで作成し、解り易く社内ポータルへの掲載を行う。
令和6年6月～	労働者の育児休業中における労働条件の周知

お問い合わせやご相談は、総務・人事グループ 山口 までお気軽にご連絡ください。

